

令和5年度

第1回ふじさわ人権協議会

2023年6月2日（金）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

(委嘱式省略)

○事務局（作井） それでは引き続きまして、令和5年度第1回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。皆様にはこの後、講演会にもご参加いただく予定となっております。講演会が15時に開場、15時半に開会ということになっておりますので、14時55分くらいには終了したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、事前にお渡しをしております資料の確認をさせていただきますと思います。次第がございまして、裏面が委員の名簿になっております。その他に、ふじさわ人権協議会の要綱と資料1、資料2、資料3、資料4が1枚のものでお配りをさせていただいているかと思っております。本日はこの内容に沿って進めてまいりたいと考えております。先ほど、委嘱式の際にも申し上げましたとおり、本日は星野委員、秋葉委員、宮城委員の3名の方がご欠席となっておりますけれども、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員の出席が認められておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関や、これに準ずる機関の会議につきましては市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高めることを目的として、情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。こちらの協議会につきましても、会議は原則公開として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○事務局（作井） ご異議がありませんので、ふじさわ人権協議会は公開とさせていただきます。本日は傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま会議を進行させていただきます。それでは議事に入りたいと思います。議事に入る前に、まだ会長が決まっておりませんので、議題1につきましては、私が代わりに進行を務めさせていただきます。議題1「会長及び副会長の選出について」の審議に入ります。ふじさわ人権協議会要綱第5条により会長および副会長は委員の互選により決定することとなっております。会長につきましてはいかがいたしましょうか。

(深田委員挙手)

○深田委員 深田です。会長に鈴木委員を推薦させていただきます。鈴木委員は神奈川県のかながわ人権政策推進懇話会あるいは、藤沢市の障害者差別解消推進地域協議会の委員を務められており、審議会や協議会の運営に精通されていると思

いますので、ぜひ鈴木委員に会長をお願いするのが良いのではないかと思います。

○事務局（作井） ありがとうございます。ただいま鈴木委員にという声がございましたけれども皆様はいかがでしょう。

（拍手）

○事務局（作井） 鈴木委員はお引き受けいただけますでしょうか。

○鈴木委員 はい、承知いたしました。

○事務局（作井） ありがとうございます。それでは会長は鈴木委員をお願いいたします。続きまして副会長はいかがいたしましょうか。

（岸本委員挙手）

○岸本委員 岸本です。深田委員を推薦したいと思っております。前期まで副会長を務められておまして、神奈川人権センター事務局次長もされているということで見識も深く、副会長にふさわしい方だと思います。よろしく申し上げます。

（拍手）

○事務局（作井） 副会長に深田委員というお話がありましたけれども。

○深田委員 わかりました。副会長をお受けしたいと思っております。もう一名の副会長なのですが、できれば岸本委員をお願いしたいと思っております。

○事務局（作井） ただいま深田委員と岸本委員からそれぞれ副会長にというご提案がございましたけれども、皆様いかがでしょう。

（拍手）

○事務局（作井） それでは会長には鈴木委員、副会長には深田委員と岸本委員にお引き受けいただきました。ありがとうございます。それでは会長、副会長に選出されました鈴木委員と深田委員、岸本委員に関してはお席がございますので、そちらにご移動をお願いいたします。

（会長、副会長、会長・副会長席へ移動）

○事務局（作井） それではここで会長の鈴木委員、副会長の深田委員、岸本委員からご挨拶を一言お願いできればと思います。

○鈴木会長 ただいま会長にご推挙いただきました鈴木でございます。よろしく申し上げます。今回、初めてこの協議会に参画させていただいて、最初から会長というのはどうかと戸惑っているところもございますけれども、心強い岸本さん、また深田さんのお力を借りながら、また皆様のお力添えをいただきながら、この会をより良いものにしていきたいというふうに思います。どうぞお力添えのほどよろしく申し上げます。

(拍手)

○深田委員 前期に引き続き、副会長を微力ながら務めさせていただきます。深田独です。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○岸本委員 3期目とありますけれども、最初の1期目は1年経過後の途中交代でしたので、人権委員としての経験は深田副会長よりも足りませんし、今回、人権啓発のご講演をいただく鈴木会長にも見識等は及びませんが、これから会長をサポートしながら頑張っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○事務局(作井) ここまでの会議進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。ここからの進行につきましては、要綱第5条第2項の規定によりまして、会長が行うということになっておりますので、鈴木会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、承知いたしました。では、早速、議事進行に入らせていただきます。お手元の次第をご覧ください。議題の1番が終わりまして、(2)にまいりたいと思います。「藤沢市の人権施策について」ということで、まず事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(作井) それでは資料1「藤沢市の人権施策推進イメージ」に沿って、ご説明をさせていただきます。資料1の左上の「人権指針・方針に基づく事業計画」という欄をご覧ください。藤沢市の人権施策につきましては、人権指針の基本理念である「人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり」に基づき、3つの基本目標、「個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築」「ともに支えあい、ともに生きる社会の構築」「パートナーシップによる施策の推進」を掲げて施策を推進しております。また、新たに年度ごとに取り組む重点課題を人権施策方針として示し、市全体で人権施策の着実な推進を行ってまいりたいと思っております。次に、その右隣を見ていただきますと「人権指針・方針に基づく事業の実施」とあります。こちらは実際に市が行う施策や啓発について市民の方に向けて行うもの、また、職員に対して行うもののうち、主な事業や取組について記載したものでございます。その下の右側の中段あたりにあるのが藤沢市D&I推進会議、こちらは人権指針の改定に伴いまして昨年度、庁内体制の見直しを図りまして、この名称に変わったものです。多様性を意味する「ダイバーシティ」と包含を意味する「インクルージョン」の頭文字を取ったD&Iに改めまして、先ほど委嘱状の交付をしていただいた藤沢市長を会長といたしました

て、副会長に両副市長、委員には各部等の長で構成する会議体となっております。この会議体で施策の推進に関する企画、調整などを行ってまいります。その左隣にあるふじさわ人権協議会が今こちらにご参加いただいている皆様の会議になります。こちらは外部組織ということで学識経験者、関係団体、企業・労働団体、市民の公募委員の方から市長が委嘱した委員で構成しております。定員は15名となっておりますけれども、今期の委員は13名となっております。任期は2年間で、藤沢の「人権指針」の進行管理に必要な事項や人権意識の啓発を推進するために必要な事項、その他人権施策の推進を図るために必要な事項について協議及び検討を行う場となっております。その他に人権施策を推進するにあたって連携先として、点線の下に書いてある左下の部分が人権擁護委員で、こちらは、市議会の同意を得て市長が推薦して法務大臣の委嘱を受けた委員の皆様で構成する組織となっております。市内では、18人の委員の方が活動されておまして、先ほど自己紹介の中でもお話がありましたが、鳥海委員も人権擁護委員の中のお一人でございます。その他、その隣の右側の2市1町人権・男女共同参画連携推進会議、こちらにつきましては、藤沢市と茅ヶ崎市、寒川町の2市1町における人権・男女共同参画部門の課で構成をしております会議体となっております。人権・男女共同参画やDV対策の推進にあたって、法律的見地から協議および情報交換をしているものでございます。説明は以上です。

○鈴木会長　ご説明ありがとうございました。藤沢市の人権施策の推進イメージということで全体像をご説明いただきました。皆様から何かご質問、ご意見ございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。もう少し説明を加えてほしいところであったり、あるいは何かそれぞれの機能等についての詳細な説明を求めるいろいろなこと、疑問なところ、どうぞお声をお上げいただければと思います。なかなか全体像が「ああ、そうですか」という感じで、これはどう動いていくのかと見守りながらということで、お声も出ないかもしれませんが、よろしゅうございませうか。一応、この全体像があるということをもとに皆様にご認識いただいたということで次に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。では、続きまして、議題（3）ということになります。「人権施策推進事業の令和4年度実施結果・令和5年度実施計画（案）について」ということで、こちら事務局よりご説明をお願い申し上げます。

○事務局（作井）　引き続きまして令和4年度の人権施策推進事業の実施結果から順にご説明させていただきます。資料2をご覧ください。資料2の最初の第3章「人権施策の総合的な推進に向けて」ということで、「1 人権教育、人権啓発の

推進」といたしましては、毎年行っております「藤沢市人権啓発講演会」の他、教育委員会との共催によります「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」、あと昨年度、保健所との共催による「市民講演会」を実施いたしました。これらの3つの講演会は、昨年度はすべてY o u T u b e 配信によるものでございます。その他、人権擁護委員会の活動の一つとして、市内小学校での人権教室出前授業を支援いたしました。また、12月の人権週間と、その後の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせまして、市の本庁舎と分庁舎の1階でメッセージパネル展や横田めぐみさんの写真の展示による啓発活動を行いました。次の「2 相談・支援の充実」につきましては、先ほど鳥海委員のご挨拶でもお話がありました、人権擁護委員会の人権相談について記載がございます。あと「3 推進体制の整備」といたしましては、こちらの協議会ですとか、庁内組織である藤沢市人権事務事業推進連絡会、こちらが今年度からD&I 推進会議と名称を改めたものになっております。こちらについて運営をいたしました。昨年度は人権指針の改定作業がございましたので、年4回から5回とかなり回数が多い会議となりました。あとは、その他職員の人権研修といたしまして、人権eラーニング研修や各課による自主的な人権意識啓発の取組、あとは人権施策推進担当者向けのセミナーの実施ということで、昨年度、Fプレイスホールで女性活躍をテーマに開催いたしました。あとは、深田副会長が所属される神奈川人権センターをはじめ人権関連団体の主催される講演会等に出席いたしました。令和4年度の実績としては以上となります。次に資料3をご覧ください。こちらが今年度の事業計画（案）になります。こちらが令和4年度と5年度の記載が人権指針に基づいて章立てをしている関係で、指針の改定がありましたので少し書き方が異なっております。比較がしづらくなっておりますけれども、基本的に、昨年度行った事業は、今年度も行っているのですけれども、大きく違う点としましては、改定をしました人権指針に基づいて、新たな施策の実施を計画しているところです。具体的に申し上げますと、この第2章の「4 パートナシップによる取組」といたしまして、ここには若年層への効果的な人権啓発の検討という項目がありますが、こちらは、高校生を対象とした政策提案の実施を予定しております。こちらは学校のカリキュラムに合わせた実施ということで、詳細は未定となっております。あともう一つは、その下の第4章の2の一番下のところ、「【選択研修】ワークショップ」と記載がある部分ですが、こちらでも、この後また議題4でも触れる部分でございますけれども、藤沢市が施策・事業を展開するにあたって、人権尊重の視点を持ち、人権に対する負の影響のリス

トを作成し、予防・対処していくという計画的なプロセス、これを人権デュー・ディリジェンスというそうなのですけれども、その人権デュー・ディリジェンスの導入を検討しております、それに向けて、まずは市が今行っている事業に落とし込んでいく実践型のワークショップを職員研修に位置づけまして、今年度実施する予定でございます。また、この後、15時半から鈴木会長に講演をいただきます人権啓発講演会をはじめ、企業や福祉施設等での人権研修など今までコロナの関係で中止になっていたり、オンライン開催等になっていた啓発事業につきましては、復活していくとか対面での実施に戻るといことが変更点としてあります。議題3の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 はい、ありがとうございました。人権施策に関する昨年度、令和4年度の実績、そして令和5年度このような形で進めていくという計画のご説明でございました。皆様からご質問ご意見いかがでございましょうか。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ。岸本副会長お願いいたします。

○岸本委員 岸本です。前期の「人権教室 出前授業」が今期でいう「パートナーシップの取組」の「若年層への効果的な人権啓発の検討」に該当するのでしょうか。

○事務局（作井） 人権教室については、申し込みがあったときにそちらに伺うということで、大体、年度当初はお話がないですね。今ぐらいとか夏ぐらいに学校の方からやってほしいという依頼があると、出かけるという感じで、今のところ、今年度来てくださいというお願いがまだないので、予定にはちょっと入っていないのですが、もし要望があれば伺うという感じですか。ですので、それとはまた別です。

○岸本委員 上にもありましたね。そうするとここでいう高校生を対象にしたものとして、先ほどもご説明があったかもしれませんが、具体的に人権教室の出前授業と小学生を対象とする出前授業と、高校生を対象とする人権啓発というのはどんな違いが出てくるのですか。

○事務局（作井） この4番で言っている高校生を対象とする政策提案というのは、藤沢市企画政策課で実施をしております「#ふじキュン課」という湘南台高校との共同事業があるのです。高校生の皆様に、例えば今回で言いますと、指針が改定しました。これを広く市民の方に広めていきたいという気持ちはあるのですが、やはりなかなか若年層への効果的な、どういうふうな啓発をすると興味を持ってくれるのかというところを、当事者目線で高校生にアイデアを募集でき

ればと思ひまして、そういったことを高校生に政策として提案して行うというようなことを予定しております。

○岸本委員 ありがとうございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。他に皆様からどうでしょうか。

(森岡委員・須田委員挙手)

○鈴木会長 では、最初に森岡委員にいただきまして、その後、須田委員から承りたいと思います。

○森岡委員 今年度の新しい取組の2の3つ目の「【選択研修】ワークショップ(人権デュー・ディリジェンスの実践)」とありますが、私も37年もサラリーマンをやっていると、何度も何度も人権研修をやるのです。ここでおっしゃるワークショップで人権デュー・ディリジェンスというタイトルはカタカナが入っていて、新しそうに見えるのですが、具体的にどのようなことをされるのでしょうか。

○事務局(作井) 実は人権デュー・ディリジェンスについて、私たちも本当にこれから学ぶというような状態なのです。もう少し詳しくお話をしますと、実は先進的に取り組んでいる企業の方に講師に来ていただいて、どういうふうに進めていくのが効果的かというのをこれから学んでいくという状態です。実はこの講師には島委員がいらっしゃる日本航空の方にお越しいただいて、日本航空ではどのような形で人権デュー・ディリジェンスを進めているのか、それを藤沢市にはどういうふうにとり入れていけるのかというのを学ぶための研修です。この研修は、ワークショップを職員が受ける前に、私たち事務局が事前に研修を受けて勉強します。今まだ研修を受けていないので、私も未知の領域という感じです。申し訳ございません。

○鈴木会長 ありがとうございます。須田委員にご質問を承る前に、今お名前がありがとうございましたけれど、もし可能であれば、島委員に少しご説明いただけると幸いです。

○島委員 島でございます。人権デュー・ディリジェンスにつきましては私が直接の担当ではないので、別の専門で担当している者が引き受けさせていただくということで話しておるかと思ひます。この仕組みなのですが、要はデュー・ディリジェンスなので、評価付けをしていきたいと思います。弊社の取組の中でいきますと人権で関わる分野というのが非常に多岐にわたっておりますけれども、その中でより具体的に私どもは民間企業ですので、例えば企業活動として対外的に人権リスクとなりうるもの、あるいは社内的に人権リスクとなりうるもの



といったものを抽出しまして、それが私どもでいうと事業年度の上期・下期で、上期では具体的にこういうことをやって、こういうことに落とし込んでいく。さらに下期ではここまで進めていって、例えばリスクをゼロにしますというような計画を前年度に立てていき、それが実際に行われたかどうかというのを、年度を通じて振り返って、実際にそれを弊社の場合では、社長をトップとする委員会の中に落とし込んでいって、経営層からも確認をしながら、現場からも改善した報告を上げながら、さらには外部有識者にも入っていただいて、第三者からもチェックをしていただいて、どの程度改善できているか、あるいは、まだこういう改善ポイントがあるよというのを、経年ですと継続的に追っていくという仕組みのことをデュー・ディリジェンスというような言い方をしています。平たい言い方をすると、ここに出ていたPDCAのサイクルをより個別、具体的に回していくための一つの手法というふうにご理解いただければと思います。

○鈴木会長 島委員すみません。急なお願いにも大変わかりやすくご説明いただきました。お礼申し上げます。ありがとうございます。先ほど、須田委員からもお手があがりましたのでお願いいたします。

○須田委員 現在の出前教室は、学校からの要望がないとできないと思うのですね。私は、オストメイトです。学校では、小学生のときからこれを人権とかというものではなくて、人はそれぞれいろんな人がいるのだよということを、子どものときから教育してほしいなと思っていて、それが大前提じゃないのかなと感じています。オストメイトはやはり外見ではわからないので、私が担当したときに、小学校のときから、いろんな人がいるよということを教えていただけませんかということで、障がい福祉課の課長さんと一緒に、教育委員会、教育課の方をお訪ねして、神奈川県内も回ったのですが、それがなかなか実践的になされないのですね。いくら訴えても、教育課程の方でそれを取り上げてくださらないと。でも私は、今現在あるこの人権セミナーというのも大切ですが、プラス子どものときから教育していただきたいというのが本当に切なお願いです。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。このあたりとても大事なご意見だったと思いますが、市としてどうでしょうか。

○事務局（作井） 教育部とも連携しながら、今はここに書いてあるのが市全体のことなので教育部の職員も同じような研修を受けているのですが、それを現場に持ち帰って子どもたちに直接、教育の場で広めていくということを、学校サイドとしては多分行ってはいえると思うのですが、なかなか浸透するというのは

難しいとは思いますが、今後も連携しながら、行ってきたいと思えます。少し部長の方から補足を。

○事務局（宮原） 若干補足をいたします。今、須田委員からいただいたご意見につきましては、とても重要な視点だと市としても捉えております。先ほど岸本さんの方からも、若年層への効果的な人権啓発といったところにご意見をいただきました。今、国の動きとしても、この4月1日に子ども家庭庁というのが創設をされまして、政策決定過程における子どもの意見反映というのをやっていかなくてはいけないというところがありますので、今、須田委員のご意見とか、岸本さんのご意見というのは、当然この政策決定過程には様々な領域はありますけれども、子どもの頃から人権という単語に触れたりであるとか、考え方に触れる、そういう機会として、この政策決定過程に子どもさんの意見を市としても生かしていく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 宮原部長からも補足をいただきましてありがとうございます。他に皆様からいかがでございましょうか。

（島委員挙手）

○鈴木会長 どうぞ、島委員お願いいたします。

○島委員 はい、今、拝見する中で、人権という分野では、扱う内容が非常に多岐に渡るとい認識をしております。一方で、指針の中の1丁目1番地の中では、「ジェンダー平等」というキーワードがでていの中で、一見するとこちらの中ですとジェンダーというところに特化した取組というのが、特段見えてこないというふうに感じたのですが、どのあたりで取組を進められる方向性なのかご教示いただければと思えます。

○鈴木会長 はい、ありがとうございます。では、市よりお願いいたします。

○事務局（猪野） ジェンダー平等の施策につきましては、ジェンダー平等プラン推進協議会という協議会を設置いたしまして、ふじさわジェンダー平等プランに基づいて事業の展開、施策の進捗管理というのを行っております。今回の講演会で島委員に講演いただいたときには、人権とジェンダー共通の課題ということで、人権課題の中で取り上げさせていただいたという経過がございます。引き続きジェンダー平等に関しては、本協議会のご意見も反映させながら展開していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○鈴木会長 島委員よろしいでしょうか。

○島委員 はい。

○鈴木会長 ありがとうございます。今日いただいている資料の中には、私どものこの人権施策推進のものがあると同時に、同封していただいた「ふじさわジェンダー平等プラン」の2つが車輪の両輪となって動いていくという、そういうようなイメージということでよろしかったでしょうか。猪野さん、ありがとうございます。他に委員の皆様から、どうでしょうか。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。やはり、この新しくできた指針を本当に活かしていくためには、この計画のところをやはりしっかりと動かしていかないと、お題目だけになってしまうというのが一番悲しいことでもあります。今、須田委員からも、新しいこういう方向性での取組はいいのではないかということもありましたけれども、ご提案などでも結構でございますがいかがでしょうか。

(須田委員挙手)

○須田委員 素朴な質問をしていいですか。

○鈴木会長 須田委員お願いいたします。

○須田委員 今、ジェンダーとかがあるにもかかわらず、男女という形での表現をされているじゃないですか。男か女かでしか表現になっていないですよ。そうするとジェンダーを今取り上げていながら、なぜ言葉で男女というのかなという、この2030の冊子を見ても、男女何々となっているのですけれども、そうすると本当に根本にジェンダーをと考えたら、男女ではなくて、人としてこうじゃないかという形での表現にならないと、今何を議論されていたのか、この2030の冊子を見て、この表現方法でいいのかなというのを素朴に感じました。

○鈴木会長 ありがとうございます。これはご意見として伺っておきますか。大丈夫ですか。お答えになりますか。

(事務局(猪野)挙手)

○鈴木会長 では猪野さんお願いします。

○事務局(猪野) このジェンダー平等プランに関しては、ジェンダーという表現の他に男女共同参画計画、「男女」という表現が入っております。ジェンダー平等という、多様な性を踏まえジェンダー平等という表現を積極的に使用しているのですけれども、まだまだ女性の地位という部分で考えたときに、やはり改善すべき事項が多いということがありますので、ジェンダー平等という啓発を進めながらも、男女共同参画というワードもまだまだ重要度が高いというふうに考えておまして、藤沢市では併記して使っております。

○鈴木会長 ありがとうございます。単に行政の言葉が遅れているということではないのですね。意味合いを持って、まだ男女を言わなくてはいけない時代なのだという事ですね。承知いたしました。

(事務局 (猪野) 挙手)

○鈴木会長 猪野さんどうぞ。

○事務局 (猪野) また今後、時代の状況に合わせて、引き続き検討を加えながら、プランの名称につきましても必要に応じて変えていきたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。

(コンプラサンカンポッチャニー委員挙手)

○鈴木会長 ありがとうございます。今、コンプラサンカンポッチャニーさんより手がお上がりになったようですが、大丈夫ですか。

○コンプラサンカンポッチャニー委員 少し読んだのですが、私にはとても日本語難しいので読んでも、「人権って何」という感じですね。だから、私は日本語を勉強して「何々くん」「何々ちゃん」視線でなっているのです。日本はそういう社会ですから。でも私は、男女平等ではないという意味合いは全然持っていません。ただし、「何々くん、かわいいな。」「何々ちゃん、かわいいな。」だから言葉自体が変わらなくても、人の気持ちを動かす方が重要だと思います。ごめんなさい。私は日本語がとても苦手で、こんなに素敵な資料をたくさん送っていただいて、1週間ほどだと少し無理なのですけど。でも思うのは、学校みたいに1週間にいじめの話、とてもいじめの話ではないですけど、不可解な感じで、お互い子どもたちに言い合い、それで先生がそういうことはたまにあるのですよ。全てなくしたら、社会は駄目なのです。人間が強くなるのはいじめがあるから。ごめんなさい、言い方が悪いけれど、私は最初、日本にいるのが、すごく心細かった。なぜなら日本人じゃなくて、日本語も話せない。でもある程度、日本語は話せるようになったけれど、まだ心細いです。なぜなら、外国人だから。私はタイ人ですが、子どもが産まれて、初めてあなたはタイ人の子どもです。勇気をもって、ママはタイ人ですと言ってもいいですよと言って、初めて自分が大丈夫になった。でも、人は気づきます。気づく時間が必要なので、こういういろいろな勉強があるといいと思いますが、でも何度も練習しないと駄目なのです。子どもは大事です。でも親はもっと大事です。私みたいに親が外国人だから、子どもは自分が外国人の子と胸を張って言えないじゃないですか。だから、子どもも大事だけれど、親の勉強、親の繋がり、伝えることが大事です。例えば、外国人がじろじろ見ないでくださいとか、私の場合はそう思っていないです。なぜな

ら、日本人に似ているから。でも南米の方とか、ちょっと髪型が違つとすごくじろじろ見られる。それははじめではないけれど、彼らには不可解。そういう、両方人間だよという教育は、多分1年に1回では少ないです。とても少ないです。意識は持てない。今、Y o u T u b eとかT i k T o kとか、もっと軽くて短い動画を送って、人権はこういうものだとか、楽しいもので子どもから大人まで毎日見られて、こういう言い方はだめだなとか自分で気づけるような短い動画を毎日送れば、もっと多くの人が気づくかもしれません。

○鈴木会長 ありがとうございます。今おっしゃった様々な手段、チャンネルによって、割とこういう人権系のものって、普段とは違う何かフェーズで行われるという感じがあると思うのですけれど、そうではなく、当たり前前の学びの中で、繰り返し、人権、他者を大切にする、尊敬していくとかということについて学べるものがというご趣旨だったかなと思って、私は受け止めましたけれども。ありがとうございます。でも、本当にどうしてもこういった計画で出てくると、非常に数少なくというふうに見えてしまいますけれども、先ほどから、人権教室のところで少しお話出ておりましたけれど、学校からリクエストがあれば行きますという、もちろんそれは基本的な形なのかもしれませんが、人権教室があるということがどれぐらい周知できて、どれぐらい必要とされて、どれぐらい参加した児童生徒の方々にプラスのものがあるのかとか、もう少し、もしかすると工夫していくものもあるのかなということ少し思った次第でございます。ありがとうございます。市からはよろしいですか。特には大丈夫ですか。他に皆様からいかがでしょうか。この実績と計画のところになりますけれども、よろしいでしょうか。次の議題に進めさせていただきたいと思います。では、(4)「今後の審議内容について」ということで、こちら事務局よりまずご説明をお願いしたいと思います。

○事務局(作井) それでは今後の審議内容等につきましては資料4に沿ってご説明させていただきます。先ほど、ご説明をいたしましたので、資料4の囲いの一上にあるふじさわ人権協議会のところは、今の皆様ということで位置づけについて記載がございます。新たな今の第9期の委員さんにつきまして、「第9期委員による検討内容(案)」というのがございますけれども、任期が先ほど申し上げましたとおり2年間ですので、令和5年、令和6年の2年間で、この2年間の間に皆様と協議・検討していきたい内容等について、大まかにスケジュールを立てて案にしたものが、下に記載したものになります。先ほどからお話をしていますが、新たな指針につきましては、行政だけでなく、市民や企業、教育機関等

様々な多様な主体がそれぞれの役割を企画しまして、社会全体で協力して人権課題の解決に取り組んでいくということで、パートナーシップを柱に打ち出しておりますので、今日は初回でかなり活発なご意見が出ております。こういった多様な委員さんが揃っている協議会ですので、今後は今日のように、委員さん同士で、ぜひ活発に議論しながら協議・検討する場としていきたいと考えております。具体的に期で割りますと、令和5年度、今年度の議題としましては、第2回では個別課題として市で抱えている課題の検討、皆様のご意見をお伺いできればと思っております。「性別表記の在り方について」、これが次回に意見交換をできればと思っております。第3回に、先ほど島委員からもご説明ありましたが、人権デュー・ディリジェンス研修ということで、外部評価もありますよというお話だったかと思いますが、まさにこの場は外部評価の場となりますので、皆様にもこの人権デュー・ディリジェンスということでチェックをしていただく中で、皆様にも知っていただきたい。3回目であれば日本航空の方にもお越しいただいて、お話を一緒に聞いていただければと思っております。令和6年度、来年度につきましては、それを具体的に実践していくためのいろいろなことを決めていく会としたいと思います。1回目については、人権デュー・ディリジェンスを施行するにあたって、どういうふうに進めていくのか。2回目については重点テーマを決めて、基本方針として定めていくということです。3回目はこの第9期の協議会活動の最後となりますので、総括ということで、今の段階では予定をしております。今後、またやっていく中で、もう少しここについても聞きたいということもあるかと思うのですけれども、この協議会にとっても、またそれを実施していく職員にとっても、社会全体にとっても何かを一生懸命やって負担がかかるようですと、なかなか推進できないと思っておりますので、皆様もあまり負担にならないという形で三方よしというような取組にできればと思っておりますので、ぜひお知恵をお借りできればと思っております。以上です。

○事務局（宮原） 一つここには書いてないのですけれども、令和6年度を取組のところで、令和6年の4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。市の取組はまだまだこれからのところがございます。今年度中に仕組みを作ったりであるとか仕掛けを作ったりだとか支援の内容を決めたりするような形になりますけれども、令和6年度にあたっては、そういったものの評価であったりとか、ご意見とかをいただく場にもさせていただければと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○鈴木会長 皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 はい、ありがとうございます。今、資料4に基づきまして、第9期ふじさわ人権協議会が、この2年間でどういったことを議論していくのかという全体のロードマップをお示しいただいたかなというふうに思っております。皆様こちらにつきまして、どうでしょうか。ご意見・ご質問ございますでしょうか。また各会の直前にはいろいろ詳細な資料などが提供されるかなというふうに思っております。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。では、議題4につきましては確認をいたしましたということで、お願いいたします。続いて「その他」というところに入りますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、深田委員お願いいたします。

○深田委員 事務局の方にお伺いしたいのですが、パートナーシップ宣誓制度を導入されたのが一昨年度ですが、今までにどのぐらいの方が宣誓をされたか、あるいはその中で、その後、解消された方もいるのかとか、あるいは当時は病院だとか、不動産業界だとか、いろいろなところに、法律婚ができない、あるいは法律婚を望まないカップルの宣誓の制度というのを周知していくというお話を伺ったのですが、実際、何か特別のそういうことをされているか、お伺いしたいと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。市の方いかがでしょうか。情報がございましたらお願いいたします。

○事務局(猪野) パートナーシップ宣誓制度につきましては、現在42組の方が、宣誓をされております。解消の方につきましては、現時点では特にお申し出はございませんので、42組のままです。啓発活動につきましては、医療機関、最初はまず藤沢市民病院から行いまして、その後、医師会などを通じまして啓発をさせていただいております。また、市内各事業者に向けてパンフレットを作成いたしまして、啓発活動も進めてまいりました。まだまだ制度をご存知でない方もいらっしゃると思いますので、もう一步進めていきたいというふうに考えております。

○深田委員 ありがとうございます。

○鈴木会長 深田委員ありがとうございます。大変大切なところをご質問いただいたと思います。私も初めてこの市での取組を知ることができました。ありがとうございます。他に皆様方からいかがでしょうか。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、岸本委員お願いいたします。

○岸本委員 岸本です。前期までは、指針の改定というわかりやすい当協議会の作業目標がありました。今回はどうなるのだろうと思っておりましたが、資料でわかりやすくまとめていただいております。ありがたく思っています。ただ、この中には、職員の方の人権の取組に対して委員としてコメントをするという従前の取組への言及がありません。今期は実施するのかもしれないかを明確化しておくこと、そして実施するとしたら、どういう方向でやっていくのかをここで事前に委員間で共有しておく方がいいだろうと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。市の方からお願いいたします。

○事務局（作井） 各課による人権意識啓発の自主的な取組については、今年度も実施をしております。各課には実施してくださいというお願いはしておりますけれども、昨年度までは、その全ての課のコメントを委員さんが全部見て、それに対してのコメントを書いていたという作業があったのですが、先ほど申し上げたとおり、やはり負担が大きいお仕事を皆様にお願ひするというのは、なかなか、職員もそれを作る作業がありますし、それをまた委員さんに見ていただいて、書いてというのかなり時間的にも拘束される部分がありますので、今年度からは実施をしたものについて皆様にお示しはしますけれども、それについて、皆様どのように感じたかという感想を聞いたものを集約して職員に返していくというような形で、全ての課に何かコメントを書いていたという作業はしない予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。そういった仕組みがあるということを知りました。ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局からは何かございますか。よろしいですか。では、これで閉会とさせていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございます。まだおっしゃり足りないことか、資料をもう一度ご議論しながら見て、考えたことなどありましたら、市の方にどしどしとお声を上げていただいて、こういう事業良いじゃないかというご提案いただいてもいいわけですね。お声をこの会だけではない場の中でも、市にお寄せいただくことを私の責任でお願ひしたいと思っております。では、これをもちまして本日の会議、終了とさせていただきます。ありがとうございます。事務局にお返しいたします。

○事務局（作井） ありがとうございます。それでは2点だけ事務連絡をさせていただきます。先ほどお配りしました委員名簿の記載について、お名前や所属な



どに誤りがあつたりする場合は、事務局の方にお知らせください。ご確認をお願いします。あと、今後のスケジュールですが以前メールでもお送りしているかもしれませんが、次の協議会は10月20日（金）午後2時から、第3回が来年1月19日（金）午後2時から、場所は両日とも市役所本庁舎の5階の5-1・5-2会議室になります。また日が近くなりましたら、こちらからお知らせをお送りしますので、ご確認ください。では、本日はどうもありがとうございました。

○全員 ありがとうございます。

以 上